

萩ジオパーク推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、萩ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、ユネスコ世界ジオパーク作業指針に則り、萩ジオパークのエリアにおけるサイトや景観を保護、教育、持続可能な開発が一体となった概念により行うジオパーク活動を推進することで、社会が直面している重要課題への意識と理解を高めるとともに、地域が活性化し、潤う仕組みをつくり、もって持続可能な発展を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 萩ジオパークにおける教育及び普及に関する事業
- (2) 萩ジオパークにおける地域振興に関する事業
- (3) ジオサイト（ジオパークのエリア内において、地球科学的価値を有するとして設定した特定の範囲をもった場所のことをいう。）の維持、保全、調査又は研究に関する事業
- (4) その他前条の目的を達成するため必要と認められる事業

(会員)

第4条 協議会の会員は、協議会の目的に賛同する団体及び個人で構成する。

2 会員の種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会委員 別表に掲げる団体
- (2) 一般会員 前号に掲げる団体以外の団体及び個人

(組織等)

第5条 協議会は、総会、役員会及び事務局をもって構成する。

2 協議会に必要な応じ次の会議等を設置することができる。

- (1) 地域会議
- (2) 連絡会議
- (3) 幹事会
- (4) ワーキンググループ

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 監事 2名以内

- 2 会長は、萩市長をもって充てる。
- 3 副会長及び監事は、総会において協議会委員の中から選任する。

(役員職務等)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の会計及び業務の執行について監査する。
- 4 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 5 役員に欠員が生じた場合における後任役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第8条 総会は、協議会の事業及び運営に関する基本的な事項を決定する。

- 2 会長は、年1回定例総会を招集するほか、必要と認めるときは臨時総会を招集することができる。
- 3 総会の議長は、会長が務める。
- 4 総会は、協議会委員の過半数の出席（委任状を含む。）がなければ成立しない。
- 5 総会の議決権は、協議会委員1名につき1個とする。
- 6 議事は、出席した協議会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 総会は、次の事項を審議し、議決する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 事業計画及び収支予算に関すること。
 - (3) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (4) 役員（会長を除く。）の選任に関すること。
 - (5) その他重要と認められる事項
- 8 会長は、必要があると認めるときは、顧問その他の者を総会へ出席させ、意見を求めることができる。

(役員会)

第9条 役員会は、会長が必要と認めるときに招集する。

- 2 役員会は、第6条に定める役員で構成する。
- 3 役員会は、総会に付すべき事項その他重要な事項を審議する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、顧問その他の者を役員会へ出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、萩市ジオパーク推進課内に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

(保全委員会)

第11条 協議会に保全委員会を置く。

- 2 保全委員会は、第3条第3号に書かれた事業について、協議会に意見を述べることができる。
- 3 保全委員会の委員は10名以内とし、会長が委嘱する。
- 4 保全委員会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第12条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、次の活動を行う。
 - (1) 協議会の運営に対する助言、提言を行う。
 - (2) 専門的知識により協議会の活動を支援する。
 - (3) その他会長が求める活動を行う。

(会計)

第13条 協議会の経費は、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規約は、平成27年4月30日から施行する。
- 2 設立総会については、第4条第2項の規定は適用しない。この場合において、第10条第4項から第6項中「協議会委員」とあるのは「会員」と読み替えるものとする。
- 3 協議会の設立初年度の事業年度は、第13条第2項の規定にかかわらず、協議会設立の日から平成28年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成28年3月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年11月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年7月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年11月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年3月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年11月30日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年5月17日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年5月15日から施行する。

別表

阿東小中学校校長会	萩温泉旅館協同組合
阿武町	萩市
阿武町教育委員会	萩ジオツアーリズム協会
NPOあとう	萩市観光協会
NPO萩観光ガイド協会	萩市教育委員会
NPO萩元気食の会	はぎ時事新聞
NPO萩まちじゅう博物館	萩商工会議所
越ヶ浜自治会	萩テレビ株式会社
至誠館大学	萩ユネスコ協会
須佐おもてなし協会	福栄文化遺産活用保存会
豊ヶ淵交流事業実行委員会	山口県
萩・阿西商工会	山口県漁業協同組合
萩・阿武小学校長会	山口県農業協同組合
萩阿武商工会	山口市
萩・阿武中学校長会	山口市教育委員会

(敬称略、五十音順)